

◎新潟県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年1月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市福田町5番5から	新	10.8～26.7メートル	340.0メートル
同市大字福橋字前田663番2まで	旧	9.0～11.6メートル	340.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道404号と重用及び一部区間県道小猿屋黒井停車場線と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字福橋字前田663番2から	新	10.8～26.7メートル	340.0メートル
同市福田町5番5まで	旧	9.0～11.6メートル	340.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道253号と重用及び一部区間県道小猿屋黒井停車場線と重用